

シ・1・0（有効・保存期間：令和8年3月末）

一般（備二）第181号

令和7年6月25日

関係所属長 殿

山形県警察本部長

梅雨期及び台風期における災害警備態勢の強化について（通達）

梅雨期及び台風期においては、集中豪雨や局地的大雨により、河川の氾濫、崖崩れ等による被害の発生が懸念されることから、各警察署にあっては、下記事項に留意の上、災害警備態勢の強化に努められたい。

記

1 災害危険箇所の実態把握等

(1) 過去の風水害の発生状況から、集中豪雨、台風、突風（竜巻等）等による被害の発生が予想される

- 山（崖）崩れ危険箇所、危険が確認された盛土等
- 倒壊及び落下のおそれのある建造物、工作物
- 宅地造成地等における地滑り危険箇所
- 洪水及び高潮による浸水危険箇所
- 局地的大雨による河川の氾濫、急な増水、道路冠水等の危険箇所
- 土石流、鉄砲水等流出危険箇所
- 地下道等の浸水危険箇所
- 最近の風水害・地震等による被災箇所

等の災害危険箇所の実態把握を行い、平素から関係自治体との情報共有を積極的に図るとともに、同所に対する警戒を徹底すること。

(2) 災害復旧事業施行中の箇所については、災害の再発、復旧作業中の事故等を未然に防止するため、気象情報等に留意しつつ警戒監視を行うなど、適切な措置を講じること。

(3) 自治体、施設管理者等に対する管理者対策を積極的に推進すること。特に、高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）が利用する施設に対しては、自治体と連携した避難訓練の実施、避難状況の確認に必要な連絡体制の確立、避難路の助言等、過去の被害事例を踏まえた実効性のある対策を講じること。

(4) 災害危険箇所周辺の避難路及び避難場所の点検・検証を行うこと。

2 情報収集と的確な情勢判断

(1) 各種気象情報や異常な自然現象等の災害情報を迅速かつ正確に収集するため、国

土交通省山形河川国道事務所、気象台、自治体等の防災関係機関との連携体制の確立を図るとともに、地域住民やボランティア団体との協力体制の強化に努めるほか、防災気象情報サービスシステムを有効活用すること。

(2) 高度警察情報通信基盤システム（以下「PⅢ」という。）や個人所有携帯電話機を活用するなどして、画像映像情報も含めた幅広い情報を入手し、収集した災害関連情報については、多角的に分析・検討を加えるなど、的確な情勢判断・対処体制の確立を行うこと。

3 警備態勢の早期確立

(1) 災害が発生していない場合であっても、防災気象情報・警戒レベル情報等を踏まえ、災害の切迫度が高まっていると判断したときは、「署災害警備連絡室」等を設置し、事態の変化に応じて体制の強化を図るなど、早期かつ適切な指揮体制を確立すること。

(2) 必要により署員に待機を命じ、又は召集するなど、警備態勢を早期に確立するとともに、警察本部と緊密な連携を図ること。

(3) 指揮体制の確立等に際しては、特定の職員に過度な負担が掛かり、機能不全に陥ることがないよう、平時から災害時において優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、組織を挙げた体制をあらかじめ構築しておくこと。

4 住民の主体的な避難行動に資する環境の構築

(1) 災害が発生するおそれのある地域については、警察職員の認知した情報を積極的に関係自治体に提供するなど、市町村が行う避難指示等の発令に関する各種取組について協力すること。

(2) 気象情報や警戒レベルに留意し、必要に応じて、居住者等に直接声掛けすることも含め、地域の実態に応じた適切な情報伝達を実施し、居住者等の主体的な避難行動を支援すること。

5 要配慮者への情報伝達等

要配慮者に対しては、避難指示等の必要な情報が確実に伝達され、安全かつ迅速な避難が実施されるよう、関係自治体と連携した取組を推進すること。

6 災害警備活動用装備資機材、庁舎機能の点検整備等

(1) 災害の発生に備え、災害警備活動用装備資機材の点検整備及びその保有実態の把握を行うとともに、操法訓練を反復して実施するなど災害警備活動に齟齬のないよう配意すること。

(2) 各警察署が策定した業務継続計画に基づき、業務継続のために必要な庁舎機能及び非常用電源の確保状況について点検を行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行うなど、災害発生時の業務継続に遺漏のないようにすること。

7 情報通信の確保

災害の発生に備え、管内の警察無線における不感地帯を把握した上で、簡易中継機

能等による対処法についての指導教養等を行うとともに、通信手段の複数確保に努めること。

8 安全確保の徹底

土砂災害や河川氾濫等の災害現場活動では、二次災害が発生するおそれが高いことから、幹部からの安全確保に関する具体的指示や救命胴衣等の受傷事故防止に資する装備資機材の有効活用等、「災害警備活動に従事する警察職員の安全確保の徹底について（通達）」（令和6年10月24日付け一般（備二・地域・通指）第314号）、「風水害初動活動要領の策定について（通達）」（令和7年2月14日付け一般（備二）第32号）において示した措置を徹底し、各種事故防止に万全を期すこと。

9 暑熱対策の推進

暑熱環境下で業務に従事する場合は、熱中症発症リスクが高くなることから、「警察活動における暑熱対策の推進について」（令和6年6月17日付け一般（警、厚、生企、刑企、交企、備一）第52号）に基づき、個々の職員の健康状態に応じた対策を講ずること。特に、熱中症を発症するリスクが高い健康状態と認められる職員には、活動場所や時間帯に配慮するなど、必要な措置を講ずること。

10 迅速な報告

災害発生を認知した場合は、署災害警備本部等で事案概要を取りまとめの上、速やかに警察本部に報告すること。

なお、特に緊急性の高い事案に係る報告については、「生の声情報」により警察本部に即報するほか、PⅢにより撮影した現場映像を警察本部に迅速に配信すること。

（担当） 警備第二課課長補佐（災害対策担当） ■■■